

西宮市認知症地域ケア推進事業実施要綱

(目的)

第1条 認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するためには、医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援を行うことが重要である。

このため、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、当該推進員を中心として、医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築を図ることを目的とする。

また、地域において認知症施策を推進する地域包括支援センター、介護支援専門員、介護サービス事業所、行政機関、民生委員、社会福祉協議会など交えた連携による取り組みに関する研修を通じ、地域における認知症施策についての意識の向上と共通理解を推進するとともに、地域の課題に対する具体的方策を講じることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、西宮市とする。ただし、事業の運営の全部又は一部を、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人及び医療法人等に委託することができる。(以下「運営者」という。)

(認知症地域支援推進員等の配置)

第3条

(1) 認知症地域支援推進員の配置

実施主体は、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、本事業を実施するものとする。認知症地域支援推進員は以下のいずれかの要件を満たす者とする。

- ① 認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士
- ② 上記①以外で、認知症の介護や医療における専門的知識及び経験を有する者として市が認めた者（認知症介護指導者養成研修修了者等）

(2) 嘱託医の配置

実施主体は、医療と介護の連携を図るため、認知症サポート医養成研修修了者（以下「認知症サポート医」という。）等の医師を本事業実施にあたり適切な場所に配置（嘱託可）するものとする。

(事業内容)

第4条 本事業については、次に掲げる業務を実施するものとする。

(1) 認知症の正しい理解と支援方法等に関する周知・啓発を推進する。

ア. 地域や学校、職場など様々な集まりを通じ、多くの人を対象として認知症サポー

ター養成講座を開催し、認知症に関する正しい理解を得て、認知症の人やその家族を見守る応援者となる認知症サポーターを養成する。

イ. 地域団体や介護事業者等と協働し、地域で認知症の人を見守り、支援できるよう実際の対応方法を学ぶための講習会や実習等を地域住民対象に開催する。

ウ. 認知症の正しい理解と支援者等関係者が取り組む活動等、広く周知するとともに、関係者相互の連携を目的としたイベントを開催する。

(2) 認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関、介護サービス従業者や認知症サポーター等、地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図る。

ア. 認知症の人やその家族が、状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう関係機関へのつなぎや連絡調整の支援

イ. 地域において認知症の人への支援を行う関係者が、情報交換や支援事例の検討等を行う連絡会議の設置

(3) 地域の実情に応じて認知症の人やその家族を支援する事業を実施する。

ア. 認知症の人とその家族を支える地域活動やサービス等についての情報収集および情報の発信

イ. 認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき集う「認知症カフェ」等の開設

ウ. 若年性認知症の人本人の状況に応じた適切な支援の検討及び実施

エ. 若年性認知症本人と介護者家族等のネットワーク構築を目的とした交流会の実施

オ. 在宅介護サービス従業者に対する認知症研修の実施

カ. 多職種が参加する認知症の人の支援のための研修会・事例検討会の開催

(事業実施の留意事項)

第5条 運営者は、事業の実施に当たっては、利用者及び利用世帯のプライバシーの保護が図られるよう留意するものとする。

2 運営者は適正かつ積極的な運営を確保するため、相談内容、処理状況等について、月1回の報告を行うものとする。

3 運営者は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとする。

(利用料)

第6条 原則として無料とする。ただし、利用者が必要な経費については、利用者負担とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この要綱は、平成21年11月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。